

はしがき

本書は、裁判について書かれた私の論文のうち、司法参加に関するものをまとめたものである。ややもすれば司法は国民から遊離し、独善的になりがちであり、そのような司法に健全な市民感覚をもたらし、裁判がしっかりとした国民的基盤の上で行われるようにするのが司法参加である。市民にも参加を通じて司法への関心と理解を持ってもらい、法の支配を実現するという展望もそこにある。

こうした参加も、しかし国民の司法関与が強くなりすぎると司法の独立と抵触する危険もある。また、法の確な判断と運用が専門法曹の養成とその自律性に依拠していることも事実である。これは英語でいえば“accountability”と“independence”とのバランスの問題であるが、その線引きを行う前に、まだわれわれには、司法参加が司法の機能化にとって持つ意味について知らなければならないことが多いように思われる。司法参加を、市民の法形成の意思と正義感覚を裁判に取り込むというその機能的な面で理解した場合、それは、裁判官の選任や、陪審制・参審制といったフォーマルな参加制度がなくても、様々な形で現在でも裁判手続の中で実現されている。当事者は、またその背後の国民は、弁論や証拠方法など可能な手続を使って、その意思を判決に、また法に書き込もうとするし、裁判所も、狭義の法の解釈を超えて、国民の声を聞き、社会の変化の方向を先取りしようとする。この当事者と裁判所の、それぞれ法の援用、適用を超えて、法を国民の意思に直接定礎していこうとする努力が、原初的な、また裁判という現象に普遍的な司法参加である。そして、その参加を促す当事者、裁判所の側の要因が、本書の副題にもなっている法主体性と正統性である。

法主体性でいえば、法の中での、法によって与えられた主体から、法に対する、法そのものを支配する主体への強い意味での法主体性の転換が、この日常的な司法参加を可能にしている。また正統性では、法内在的な推論と法の忠実な適用から、法に込められた法共同体の理念・国民の政策意思実現への、「法による裁判」の微妙な強調点の推移が、裁判所側の司法参加を受容する土台を作っている。この司法参加を制度的枠組みを離れて裁判の原初的な機能性に還元し、そこに働く主体性、正統性を吟味してみようというのが本書の一貫した関心である。

また、方法論的には、明示的に法社会学的な手法がとられている。それは、三つの特徴に要約される。

一つは、実証性である。法社会学は、定義的に言えば、法を観察する学問であり、法が誰かに援用され、争われ、そして法の解釈や、執行を経て、社会に一定の作用を及ぼしていくその一連の過程を、それぞれ一定の制度的、文化的、政治的背景の中で行われる複雑な人の相互作用と見て分析していくものである。それによって、現実の社会の中の法の働きを理解し、よりよい法や制度のあり方を考えていくのである。この法の観察すべてが実証的ともいえるが、とくに本書では、最初の二つの章で、経験的なデータを用いて、訴訟当事者の態度や行動を分析している。データに基づく検証可能な命題の提示というこの意味での狭義の実証性と、その命題を組み合わせて、司法と国民との関わりを展望するという解釈性と、この両者の緊張に満ちた総合がここでは目指されている。

二つ目は、学際性である。法社会学が学際的な学問であるというのは誰もが理解しているが、実際に、社会科学の研究成果を法学に導入することは容易ではない。いま対象としている法の分析に使えるような理論的水脈を探り当て、それをまとめて読んで、理論的な視角なり、分析枠組みなりを抜き出して法に合うように作り替えていく作業が行われるのであるが、かなりの腕力が必要である。本書では、第一章で政治社会学、第二章で社会心理学が使われているが、当時、使える理論を求めてずいぶんと勉強した。また第五章では、特定の社会科学の集中的な援用は行われていないが、社会学の構築主義が全体の伏線として働いている。こうした法社会学の理論の一部にもなっている社会科学もたえず新たなものが作られていて、それを吸収し法学に橋渡ししていくことも、法社会学者にとっての大きな課題となっている。

法社会学的手法の第三は、批判性である。批判という場合、広義には、制度の現状を批判的に吟味してよりよい制度を構築していくそうした営みをすべて包括するが、ここでは、より狭く、哲学で超越論的といわれる、われわれの認識の背後にあって認識を可能にしている条件を反省的に対象化するような営みを指している。このメタな考察が法の観察において関係してくるのは、裁判に関わる法律家や当事者・国民が無意識に前提としている世界、あるいはその法の語りに貫徹する社会の構造的な力を表に出していくことによって、裁判を今ある形に構造化しているものをよりよく理解できるからである。本書では、この方法をそれほど強くは前面に出していないが、それでも、私の一貫した視点として、随所にそうした分析が織り込まれている。

こうした分析が実際どこまで司法参加をめぐる問題を明らかにし得ているかは、読者の判断に委ねなければならぬが、本書のような、裁判過程を実証的、学際的、批判的に分析する仕事が、その重要さに比してこれまで少なかっただけに、そうした研究の呼び水になれば筆者としては望外の喜びである。

最後に、本書の出版を快く引き受けてくださった岩波書店の片岡修さんに感謝の意を表したい。また、京都大学大学院の吾妻聡君には骨の折れる索引作成の仕事を引き受けていただいた。お礼を述べたい。

二〇〇三年二月

棚瀬孝雄